

八環第971号
令和2年3月18日

入札参加事業者 各位

八代生活環境事務組合
管理者 藤本 一 郎



入札制度（予定価格公表時期）の改正について（通知）

春暖の候、貴社におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、現在、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札につきましては、
予定価格を事前公表としているところですが、下記により事後公表へ移行します。
移行後の入札手続きについて、お間違いのないようご留意のほどお願いいたします。

記

1 適用開始日

令和2年4月1日以降に入札公告又は通知を行う案件から適用を開始します。

2 予定価格の公表方法

落札者決定後に公表します。また、総務課での閲覧方式により公表します。

3 入札手続きにあたっての留意事項

- (1) 予定価格は、落札者決定後に公表します。ただし、不調・不落となった場合は、非公表とします。
- (2) 応札回数は、内容により2回又は3回（再度の入札）とします。応札回数は、指名競争入札通知で通知します。開札の結果、再度の入札となる場合、引き続き入札を行います。再度の入札における内訳書の提出は不要です。
- (3) 1回目又は2回目の入札において辞退、失格、無効の者は、再度の入札に参加できません。
- (4) 情報漏えい防止のため、改めて事務室への関係業者の立入りを制限しますので、ご理解のほどお願いいたします。

八代生活環境事務組合 総務課

担当：志垣

TEL 0965-62-2049

FAX 0965-62-4829

予定価格事後公表制度への移行について

1 目 的

予定価格については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づく発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議（令和2年1月30日改正））（以下「指針」という。）において、「入札前に公表すると、入札の際に適切な積算を行わなかった入札参加者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等から、原則として事後公表とする。」とされている。また、「地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、その適否について十分検討するとともに、（中略）弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめ等の適切な措置を講じる。」とされており、事後公表を促している。

については、今回、指針の趣旨を踏まえ、八代生活環境事務組合建設工事及び建設コンサルタント業務等の入札及び契約に係る情報の公表要領（平成27年八代生活環境事務組合告示第10号）を改正し、予定価格の事後公表制度に移行する。

2 要領の改正

- ・八代生活環境事務組合建設工事及び建設コンサルタント業務等の入札及び契約に係る情報の公表要領

第2の2 入札及び契約の内容等の公表

(2) 公表する事項等

(改正前)

	公表する事項	公表の時期	使用する様式
キ	一般競争入札又は指名競争入札を行った場合における予定価格（八代生活環境事務組合財務規則（昭和62年八代郡生活環境事務組合規則第3号）第78条に規定する書面に記載された価格をいう。）	<u>一般競争入札を行った場合は入札公告後速やかに、指名競争入札を行った場合は指名競争入札通知後速やかに公表</u>	<u>入札公告又は指名競争入札通知書</u>

(改正後)

	公表する事項	公表の時期	使用する様式
キ	一般競争入札又は指名競争入札を行った場合における予定価格（八代生活環境事務組合財務規則（昭	<u>落札者決定後速やかに公表</u>	<u>別紙5 開札調書</u>

和62年八代郡生活環境事務組合規則第3号)第78条に規定する書面に記載された価格をいう。		
--	--	--

3 対 象

八代生活環境事務組合が発注する建設工事並びに測量業務、建築関係コンサルタント業務、土木関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務等及び庁舎等清掃業務等(八代生活環境事務組合清掃等業務最低制限価格制度事務取扱要領(平成27年八代生活環境事務組合告示第9号)第2条各号に定める業務をいう。)で、一般競争入札又は指名競争入札に付したもの

4 適 用 日

令和2年4月1日から

(令和2年4月1日以降に入札公告又は通知を行う案件を対象とする。)